

フ新関支配人山田三郎太ト會見上田豊造ニリ  
凸版本所工場ニ搬出シタル「パン」ノ譲受ケ経緯ヲ説明  
サレタシト述ベタルニ

支配人ハ其ノ機械ハ本所工場ニアルコトハ聞イテ居ルガ社  
長及機械讓受ニ關係シタル重役ハ目下旅行中ニシテ経緯不  
明ナル者答ハタルニ一同ハ更ニ訪問スルト稱シ會見約三  
十分ニシテ拜去セリ

九 推校

前記ノ如ク當初ノ工場移転計画實現ノ為メノ吉雄事務等ノ種  
ニナル奔走ニ遂ニ其ノ効ヲ奏セス茲ニ之ヲ断念シ 會社ヲ解  
散スル方針ノ下ニ目下九月分ノ未拂給料ノ支拂ニ努力シツツ  
アルガ 高倉社解散ノ際ニ於ケル退職半當ニ就テハ先ツ勸銀  
ニ担保ニ供シ非ラサル 機械 器具及地金等ヲ整理賣却シ之ニ  
充當スル 莫測ノ有スル 模倣ナルモ全従業員ノ同社内規ニ依ル  
退職半當ハ約ハ方圓ヲ要スル見込ナルツルニテ解決点ニハ尚相備曲折ヲ要ス  
右及申(通)報候也

芳紙第三三三三號

昭和十二年十月十九日

警視總監 齋藤 樹

内務大臣 西場 鐵一 殿  
社 會 百 長 官 殿

大正製紙工業株式會社方々争議ニ関スル件 (衆生ニ解決)

專旨 経業員等本任ニ感得的退却ニ着手高懸應速ニ會社解散ニ要求此等也  
再轉署警察所解決ナリ

標記工場ニ在リテハ従業員ノ退却問題ニ始ラ衆生方々争議衆生  
並ニ解決セルカ其ノ状況先記ノ通り

一 争議衆生ノ場所 藤川区千石町一ノ八番地  
二 衆生並ニ解決日 九月九日衆生 十月八日解決

